

(別紙)

1 イミダクロプリド

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：イミダクロプリド (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
大麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.2</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
ライ麦	<u>0.04</u>	<u>0.05</u>
牧草	0.5	0.5

(注) 小麦の残留基準の改正は、公布の日から施行する。えん麦、大麦、マイロ及びライ麦の残留基準の改正は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 クロルプロファム

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：クロルプロファム (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	0.02	(新設)
大麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
小麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>
とうもろこし	0.05	0.05
ライ麦	<u>0.02</u>	<u>0.05</u>

(注) 公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

3 フェノブカルブ

飼料の原料	飼料に含まれる農薬の残留基準 (mg/kg) (残留基準の対象物質：フェノブカルブ (親化合物のみ))	
	改正後	改正前
えん麦	削る	<u>0.3</u>
大麦	削る	<u>0.3</u>
小麦	0.3	0.3
とうもろこし	削る	<u>0.3</u>
マイロ	削る	<u>0.3</u>
ライ麦	削る	<u>0.3</u>

(注) 公布の日から施行する。

※下線部は改正部分